

ボランティア保険について

2006年7月22日

理事長
柴田 晋平

理由：万一の事故のときお見舞や賠償を支払う能力がない。

想定されること：(可能性の高い順：対策の必要順)

- 天文台への往復、出前往復途中でスタッフが交通事故に合った。怪我などの治療費。
- 活動中に天文台の機器や出前先の施設を過失により破損してしまった。
 1. 当事者または小天が責任を感じて、全部または一部を弁償したい。
 2. 機器の所有者から損害賠償を請求された。
- 天文台や出前など小天の事業の中でスタッフが怪我などをした。怪我などの治療費。
- 天文台や出前などで参加者に怪我などをさせてしまった。
 1. 道義的責任で見舞金を払いたい。
 2. 損害賠償を請求された。(怪我をさせた個人、企画した法人)

NPO 法人・理事会が運営責任を担って、支払うことを想定。被保険者はスタッフ、支払い者は法人自身となるのではないかとと思いますが検討が必要です。